

障害福祉サービス事業の基準等に関する 質問について

1 事業所からの主な質問事項

問1 施設外就労加算が廃止されたが、施設外就労実績報告書は引き続き提出が必要でしょうか。

答1 加算は廃止されましたが、施設外就労実績報告書は従来通り毎月の報酬請求に合わせて提出をしてください。

（参考）

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）」

問2 居宅介護等のサービス提供時に、ヘルパーが剃刀を使用して、利用者の顔を剃ることは可能でしょうか。

答2 剃刀を使用しての顔剃りは、理容師法の定めにより資格を得た者にのみ可能な行為であり、事故の危険性もあるため行えません。
代替手段としては電気シェーバーを使用しての整容が考えられます。

問3 サービス提供実績記録表について、利用者からの押印は必須でしょうか。

答3 利用者（保護者）からの確認は必須となりますが、今般の押印廃止の見直しに伴い、署名やし点等での確認でも確認と見なします。ただし、本

人が押印を希望する場合にはその限りではありません。

問4 身体拘束等の禁止や虐待防止のために実施すべき定期的な研修の頻度とは、どの程度でしょうか。

答4 最低年1回以上の実施となります。

(参考)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、施設及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号)第三の3(26)、(31)

2 事業所からの質問手段について

- 障害福祉サービス事業に関する基準等について、疑義等がある場合には、適宜お問い合わせください。
- 大府市ウェブサイトで、質問をする場合の質問票及び質問・回答の一覧を掲載しています。
(トップページ>事業者向け>障がい福祉>各種通知>障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて)
- 上記から質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、大府市高齢障がい支援課へ電子メールにて提出してください。
(提出先メールアドレス: shitei-kansa@city.obu.lg.jp)
- 通常、ご質問から回答までの期間が2週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

(市ウェブサイトの該当ページ)



大府市
Obu City

いつまでも 住み続けたい
サステナブル健康都市おおぶ

サイトマップ

Foreign language

文字サイズ・配色の変更

ルビふり

ルビなし

Google 提供

検索

?

くらし

健康・福祉
医療

子育て・教育

文化・学び
スポーツ

事業者向け

市政情報

現在の位置：[トップページ](#) > [事業者向け](#) > [障がい者福祉](#) > [各種通知](#) > 障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて

よくある質問

OBUSSTYLE
おおぶスタイル

事業者向け

障がい者福祉

各種通知

障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて

障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱いについて

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時における報告について

喀痰吸引等研修費助成制度

障害福祉サービス事業に関するQ&Aについて



ページ番号1020230

更新日 2022年1月25日

印刷

大きな文字で印刷

はじめに

障害福祉サービス事業に関する基準等について、事業者から寄せられた質問に対して、大府市の解釈や回答を掲載しています。

また、障害福祉サービスに関する質問（指定基準、人員・運営基準、報酬算定について等）がある場合には、以下の質問票様式に記載のうえ、メールにて提出してください。

質問及び回答一覧

障害福祉サービス関係Q&A (Excel 37.4KB)

質問票

障害福祉サービス事業に関する質問票 (Word 16.1KB)

質問票送付先 大府市福祉部高齢障がい支援課障がい福祉係 shitei-kansa@city.obu.lg.jp

このページに関するお問い合わせ

福祉部 高齢障がい支援課